

# 金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託は、医王山スキー場が抱える、施設・設備の老朽化や、降雪量・人口の減少などの課題を踏まえたうえで、今後の在り方を検討するための基礎資料（経済波及効果、管理・運営等に係る調査・分析、施設運営方法の複数提案など）を作成することを目的として実施するものである。

本要領は、当該業務を実施する最適な候補者を、公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 一般事項

### (1) 名称

金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

### (2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

## 3 主催者及び事務局

(1) 主催者 金沢市

(2) 事務局 金沢市文化スポーツ局 スポーツ振興課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

担当 羽場、平田

電話 076-220-2443（直通） FAX 076-261-2552

E-mail : sports@city.kanazawa.lg.jp

## 4 スケジュール

実施内容	日時
公募開始（ホームページへの掲載）	令和6年8月1日（木）
参加表明に関する質問の受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年8月6日（火）
参加表明に関する質問に対する回答	令和6年8月8日（木）予定
参加表明書等の提出期間	令和6年8月1日（木）～令和6年8月13日（火）
企画提案に関する質問の受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年8月20日（火）
企画提案に関する質問に対する回答	令和6年8月27日（火）予定
企画提案書等の受付期間	令和6年9月2日（月）～9月24日（火）
ヒアリングの実施	令和6年10月上旬予定
審査結果通知	令和6年10月中旬予定

## 5 実施要領等の配布について

- (1) 方法 金沢市公式ホームページにて公表する。
- (2) 交付資料
  - ① 金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
  - ② 金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
  - ③ 提出書類様式

## 6 応募資格

### (1) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件に該当する者とする。

- ① 金沢市の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知（令和6年10月中旬予定。以下「審査終了」という。）までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

- ② 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- ③ 次の（ア）から（ウ）のいずれにも該当しないこと。
  - （ア） 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
  - （イ） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
  - （ウ） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 別紙「仕様書」に基づく要件に対応できること。
- ⑤ 平成26年4月1日以降に、国内のスキー場（公営・民営を問わない。）における管理運用に関する調査業務又は再整備に関する調査業務を履行した実績を有すること。

### (2) 応募資格の制限

次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者となることができない。

- (ア) 金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員
- (イ) アが自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

## 7 当選者の業務概要

- (1) 業務名 金沢市営医王山スキー場在り方検討調査業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり  
※仕様書の内容は現時点のものであり、今後の打合せで変更する可能性がある。
- (3) 業務期間 本業務に係る契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 8 参加表明手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の（1）に定めるところにより作成した参加表明書等を提出すること。

### (1) 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、次に定めるところにより作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、電送は認めない。

- ① 提出書類
  - (ア) 参加表明書（様式1）
  - (イ) 誓約書（様式2）
  - (ウ) 同種・類似業務実績調書（様式3）
  - (エ) 会社概要（任意様式）

② 提出部数 1部

③ 提出先 3（2）に同じ

④ 提出期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和6年8月13日（火）午後5時45分必着とする。

### (2) 参加資格確認結果及び提案要請の通知

参加資格の有無に関する確認結果については、参加表明者に確認結果を通知し、参加資格を有する者に企画提案書の提出を要請する。

## 9 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### (1) 提案内容

企画提案の内容は、仕様書の条件を必ず満たすものとし、次の項目ごとに作成すること。

- ① 実施体制
- ② 業務工程

- ③ 経営分析（経営環境分析、財務分析、オペレーション分析）
- ④ 経済波及効果測定調査（直接効果、間接効果、その他効果）
- ⑤ 施設運営方法調査
  - （ア） 施設更新計画及び立案
  - （イ） 事業継続（施設の縮小・廃止、用途変更等を含む。）のための運営方法の複数抽出と、抽出した各運営方法における費用対効果、メリット、デメリット及び指定管理料算定額の提示
  - （ウ） 他都市におけるスキー場再整備事例調査（グリーンシーズンにおける活用を含む。）、少雪等の気候変動を見据えた医王山スキー場の運営方法の提言
  - （エ） 「交流人口の増加」「地域振興及び地場産業の振興」「市民の健康増進及びスポーツの向上」「親子を対象とした利用者の増加」等を目的とした施設の運営方法の提言及び整理

⑥ 独自提案

- （2）提出書類
  - ① 企画提案書表紙（様式4）
  - ② 企画提案書（任意様式・A4横・20頁以内）
  - ③ 参考見積書（任意様式・A4横）
  - ④ 同種・類似業務実績調書（様式3）

※1 ①～④の順に綴じて提出すること。

※2 企画提案者名は企画提案書表紙（正本）にのみに記入すること。
- （3）提出部数 正本1部、副本10部  
 ※企画提案書表紙（副本）には、1/10～10/10（10部）の通し番号を付すること。
- （4）提出先 3（2）に同じ
- （5）提出期間 令和6年9月2日（月）から令和6年9月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和6年9月24日（火）午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。
- （6）留意事項
  - ① 提出書類は、簡潔かつ分かりやすく記載すること。文字は注記等を除き原則として11ポイント以上とすること。
  - ② 文字を補完するためのイラストやイメージ図、写真等の使用は可とし、印刷の色は白黒、カラーを問わない。また、その場合は提案者において調達するものとし、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。
  - ③ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
  - ③ 参考資料の提出も可とするが、提案内容との関連を分かりやすく記載し、企画提案書とは別にして提出すること。なお、提出する場合の部数は1部とすること。
  - ④ 厳正な匿名審査を行うため、企画提案書の中で提案者が判別できる内容の記載（特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。）がある場合は、失格とする。
  - ⑤ 提案は、1者につき1件に限る。
  - ⑥ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

- ⑦ 提出された書類は返却しない。

## 10 質疑回答

- (1) 質問受付期間
- ① 参加表明に関するもの  
令和6年8月1日（木）から令和6年8月6日（火）まで
  - ② 企画提案に関するもの  
令和6年8月1日（木）から令和6年8月20日（火）まで
- (2) 質問提出方法 質問書（様式5）を電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 回答日（予定）
- ① 参加表明に関するもの：令和6年8月8日（木）
  - ② 企画提案に関するもの：令和6年8月27日（火）
- (5) 回答方法  
質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、金沢市公式ホームページで回答内容を公表する。

## 11 審査方法等

### (1) 審査方法

審査については、選定委員会において、提案者の中から企画提案書及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、別表「評価基準表」に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を最適候補者として特定する。また、評価点と同点となる者が2者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。

### (2) 選定委員会

選定委員会は、次の5名で構成する。

- 佐川 哲也 （国立大学法人金沢大学 人間社会研究域 地域創造学系 教授）  
高村 政博 （公益財団法人金沢市スポーツ事業団 理事長）  
津田 宏 （金沢市文化スポーツ局長）  
西川 実 （金沢市総務局 総務課長）  
村田 昌人 （金沢市教育委員会 生涯学習課長）

### (3) ヒアリングの実施

企画提案書を提出した者に対し、選定委員会においてヒアリングを行う。

- ① 日時及び場所 令和6年10月上旬頃（日時・場所についての詳細は別途通知。）
- ② 実施時間 1者あたり50分以内（準備、撤収時間を除く。）とし、説明に30分、質疑応答に20分の配分とする。
- ③ 参加人数 1者あたり3名以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は認めない。
- ④ その他 (ア) 提案者が複数ある場合、ヒアリングの順は、企画提案書提出時に提案書持参者が引くくじにより決めるものとする。  
ただし、企画提案書を郵送にて提出した者については、事務局職員が代理でくじを引くものとする。  
(イ) 説明にあたり、必要な機材は全て提案者で用意することとする。  
ただし、プロジェクター及びスクリーンは金沢市で用意する。

(ウ) ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、全ての企画提案書の提出者に通知する。なお、審査結果の詳細等についての問い合わせは文書で提出するものとし、電話等での問い合わせには、いかなる場合も応じない。

## 12 契約の締結

最適候補者に決定した当選者と具体的な業務内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。

なお、当選者が契約を締結しない場合又は、応募資格を満たさなくなった場合は、次点者と締結交渉を行う。

## 13 その他留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑤ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ 二つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- ⑦ 本プロポーザルに参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の提案は無効として取り扱うものとする。ただし、ヒアリングの実施に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが参加を辞退する場合には、残る1者の提案は有効として取り扱うものとする。

ア 次に掲げる資本関係がある場合(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

- (1) 親会社と子会社の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 次に掲げる人的関係がある場合

- (1) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合

エ その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

- ⑧ その他金沢市があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ 上記①から⑧までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

### (2) 非選定及び非特定理由の説明

- ① 企画提案書の提出者として選定されなかった者及び企画提案書の提出者として選定

された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市役所開庁日に限る。）以内に書面により説明を求めることができる。

③ ②の説明の求めに対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとする。

### (3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

### (4) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

### (5) 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (6) 遵守事項

委託業務を遂行するに当たっては、金沢市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

### (7) その他

① 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

② 提出書類は選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

③ 当選者の事業提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。また、応募書類は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づき開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本プロポーザルの審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

④ 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等はいかなる場合も認められない。

別表「評価基準表」

評価区分		評価項目	評価 得点
業務 実施体制	実施体制	業務実施体制（類似業務実績、実行力 等）	30
	実施工程	業務実施工程	
特定 テーマ	テーマ i 経営分析について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の趣旨、目的を理解した提案内容であるか</li> <li>・具体的で、実現性の高い提案となっているか</li> <li>・本市の地域性を踏まえ、魅力を十分に引き出せる内容であるか</li> </ul>	60
	テーマ ii 経済波及効果測定 調査について		
	テーマ iii 施設運営方法調査 について		
業務経費	業務経費について	見積金額が提案内容に対して適当か	10
評価の合計（100点満点）			100